

5-81の2 緊急制動表示灯

5-81の2-1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）には、緊急制動表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の4第1項関係）

5-81の2-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の4第3項関係）
- (2) 緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。

なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の4第3項関係、細目告示第217条の2第1項関係）

- ① 緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯を使用するときは、5-76-2-1(1)及び5-77-2-1(1)に定める基準
- ② 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するときは、5-79-2-1(1)及び5-80-2-1(1)に定める基準
- (3) 指定自動車等に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の2第2項関係）

5-81の2-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の4第4項関係）
- (2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。この場合に、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第217条の2第3項関係）

- ① 緊急制動表示灯として制動灯及び補助制動灯として使用するときは、5-76-3(1)②、④及び⑥から⑧まで並びに5-77-3(1)①から④まで及び⑦から⑨までに定める基準
- ② 緊急制動表示灯として方向指示器及び補助方向指示器として使用するときは、5-79-3(1)①から④まで、⑥及び⑦まで、5-79-3(2)②、③、⑤及び⑦から⑩まで並びに5-80-3(1)②に定める基準
- (3) 次に掲げる緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の2第4項関係）
 - ① 指定自動車等に備えられた緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について、装置の型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯